

電気工事業開業に関する手続について

1. 電気工業を開業するには

電気工事業を開業するには、お住まいの都道府県に、「登録電気工事業者」もしくは「みなし登録電気工事業者」の登録申請が必要です、以下で、「登録電気工事業者」と「みなし登録電気工事業者」について、説明をさせていただきます。

2 「登録電気工事業者」と「みなし登録電気工事業者」の違いについて

1) 「登録電気工事業者」の許可規定について

「登録電気工事業者」資格は、建設業許可を取得する事なく、電気工事業のみの許可を取得したい方の資格になります、しかしながら、工事請負額の上限規定が設けられており、1件の請負代金が500万円(税込)以下の工事しか請負ができません、また、県への手続手数料は、有料(22,000円)となります。

2) 「みなし登録電気工事業者」の許可規定について

「みなし登録電気工事業者」資格は、建設業許可を取得した上で、電気工事業の許可を取得したい方の資格になります、1件の請負代金の上限規定は、設けられておりません、また、現状、登録業者の方が、業務拡大を目的に、新たに、建設業許可を取得された場合は、「みなし登録電気工事業者」への変更手続が必要ですので、ご注意ください。なお、県への手続手数料は、無料です。

3. 「登録電気工事業者」の許可規定について

1) 登録更新手続(5年毎)

登録電気工事業資格者は、5年に一度、登録更新手続が義務化されております、5年毎の更新手続を怠ってしまった場合は、許可取消となり、再度新たに登録申請手続が必要となりますので、ご注意ください、尚、登録更新手数料(12,000円)がかかります。

2) 登録変更手続(随時)

登録電気工事業者の皆様で、次の内容で変更が生じた場合、「登録変更手続」が必要となりますので、御注意ください。

(1) 申請者の住所変更(営業所住所変更) ※手数料 2,200円 一部無料

(2) 代表者変更及び法人化手続 ※手数料 2,200円

(3) 工事の種類 ※手数料 2,200円

(4) 主任電気工事士変更 ※手数料 無料

4. 「みなし登録電気工事業者」の許可規定について

1) みなし登録変更手続(5年毎)

みなし登録電気工事業者資格者は、5年に一度、建設業許可更新の義務があり、それに伴い、みなし登録変更手続が必要となりますので、ご注意ください。

2) みなし登録変更手続(随時)

(1) 申請者の住所変更(営業所住所変更) ※手数料 無料

(2) 代表者変更及び社名変更 ※手数料 無料

(3) 工事の種類 ※手数料 無料

(4) 主任電気工事士変更 ※手数料 無料

5. 「登録電気工事業者」・「みなし登録電気工事業者」第2種電気工事士資格取得者を主任 電気工事士として選定する場合の注意事項

1) 「登録電気工事業者」・「みなし登録電気工事業者」に於いて、第2種電気工事士資格取得者を主任電気工事士として選定する場合は、3年間の実務経験証明書の提出が必要となる為、実務経験証明書の事前提出をお願い申し上げます。

※ この件に関するお問い合わせは、下記窓口をお願い申し上げます。

〒 852-8016 長崎市宝栄町23番23号

長崎県電気工事業工業組合 担当 寺田

連絡先電話番号: 095-862-1975 FAX 095-862-1337

連絡先メールアドレス: nagadenkouso@huk.bbiq.jp